

令和7年10月22日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

全司法労働組合が、最高裁に対し、令和7年3月頃、mintsとTreeeSと紙という三つの事件管理方法が併存することについて、職員の負担が増えることがないように要望した際の文書（全司法新聞2443号参照）、及びこれに対する最高裁の考えが書いてある文書

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示申出に対し、7月15日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

- (1) 最高裁判所において本件開示申出に係る文書（以下「本件開示申出文書」という。）を探索したところ存在しなかった。
- (2) 苦情申出人は、最高裁判所において本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である旨を主張する。

しかしながら、全司法労働組合から最高裁判所に対する要望については、書面でされる場合もあれば口頭による場合もあり、それに対する最高裁判所の考

えについても同様であることから、本件開示申出文書が存在しないことに不合理な点はない。

(3) よって、原判断は相当である。